○政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示案新旧対照条文

6~10 (略) 字幕番組としないことができる。	院名簿届出政党等等から字幕 院名簿届出政党等等から字幕 いて同じ。)とすることができ いて同じ。)とすることができ いなのとする。ただし、こ するものとする。ただし、こ は中央選挙管理会と協議の上	1~4 (略)	第八条(録音及び録画の方法等)	改 正 案
5~9 (略)	3 参議院名簿届出政党等等の政見の録音又は録画は、第一項各号に掲げる方式又は組合せ方式(単独方式、対談方式及び複数方式のいずれか一の方式により政見の録音又は録画を行う方式をいう。)に従い、日本放送協会の定めるところにより行うものとする。 (新設)		第八条(録音及び録画の方法等)	現 行

(傍線の部分は改正部分)